

# 子育て支援医療費 助成制度(市制度分) を拡充

小学6年生まで対象 7月診療分から

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、7月診療分から通院時の医療費助成の対象を小学6年生まで拡充します。

## 受給者証について

新たに対象となる小学4年生、小学6年生がいるご家庭には、6月末に受給者証をお送りします。すでに受給者証をお持ちの3歳、小学3年生がいるご家庭には、小学3年生修了時に新しい受給者証をお送りしますので、それまでは現在の受給者証をお使いください。

## 医療費給付について

○京都府内で受診の場合

医療機関で健康保険証と一緒に受給者証を提示することで、窓口での自己負担額が200円となります。  
○京都府外で受診の場合  
医療機関での自己負担額は通常どおりです(小学校就学前は2割負担、就学後は3割負担)。申請により200円を超えた分の医療費を助成します。

### ■ 助成制度内容

区分	対象年齢			
	0歳～3歳未満	3歳～小学3年生	小学4年～小学6年	
通院	6月まで	◇府制度(白色受給者証) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関	◆市制度(さくら色受給者証) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関	—
	7月から	◇府制度(白色受給者証) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関	◆市制度(さくら色受給者証) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関	—

※入院については、これまでと同様に中学校卒業までが対象となります。

## 地域包括支援センター 愛称とシンボルマーク募集

応募者全員に筒カレープレゼント!



地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護、福祉、健康、医療などの専門職員を配置し、総合的に支援していくための相談窓口です。  
地域包括支援センターを、多くの人に知っていただくため、親しみやすく、わかりやすい「愛称」と「シンボルマーク」を募集します。  
募集期間 7月2日(月)～20日(金) 当日消印有効  
募集内容 地域包括支援センターの愛称とシンボルマーク  
※愛称・シンボルマークのどちらかの応募でも可。  
・高齢者にとって親しみやすく、わかりやすいもの  
・地域での高齢者の身近な相談窓口であることがイメージできるもの

応募資格 どなたでも可。  
応募方法 様式は自由。  
①愛称・シンボルマーク②その愛称・シンボルマークの簡単な説明③住所④氏名⑤年齢⑥電話番号を記入し、下記の応募先まで、持参、FAX、メールまたは郵送で応募してください。  
※応募は一人各一点。  
選定方法 選定については、地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サ

ービス運営協議会による審査のうえ、決定します。  
選定結果 入賞者には、直接通知するほか、ホームページ、広報紙等で発表します。  
表彰 最優秀賞各一点、賞状と副賞(商品券3万円分)など、応募者全員に「京都・やわたブランド」の「京都・やわた筒カレ」(箱入りレトルトカレー)を進呈します。  
その他  
※応募は自作のもの、および未発表のものに限る。  
※決定した愛称・シンボルマークは：  
・著作権等の諸権利は市に帰属します。  
・必要により修正する場合があります。  
・広報やホームページ等で公開することにも、地域包括支援センターのPRに使用します。

◆応募・問い合わせ (〒

## 地域包括支援センターを再編

7月から市内に3カ所!

名称	所在地と連絡先	担当区域
社会福祉法人 若竹福祉会 八幡市地域包括支援センターやまばと	男山金振24番地1 (デイサービスセンターやまばと内) ☎982-8000	男山第二中学校圏域 男山東中学校圏域
医療法人社団 医聖会 八幡市地域包括支援センター梨の里	八幡柿木垣内25番地1 (介護老人保健施設梨の里内) ☎982-0125	男山中学校圏域
特定医療法人 美杉会 八幡市地域包括支援センター美杉会	男山京19番地 (美杉会男山病院内) ☎971-3576	男山第三中学校圏域

※高齢介護課内にありました八幡市地域包括支援センターは、7月1日付けでなくなりますが、引き続き高齢者の総合相談窓口は設置します。

◆問い合わせ 高齢介護課

614-8501 市役所(高齢介護課「地域包括支援センター愛称・シンボルマーク募集」係)  
FAX 972-2520  
Eメール koreikaigo@mb.city.yawata.kyot.o.jp

## 節電にご協力を!

7月2日(月)～9月7日(金)  
平日午前9時～午後8時  
(8月13日(月)～15日(水)を除く)  
特に午後1時～4時の重点的な節電を。

節電目標 平成22年度比15%

カット・シフト・チェンジで  
電気のダイエット

### ▼カット(減らす)

・使わない電化製品のコンセントはプラグから抜く  
・設定変更(省エネモード)

### ▼シフト(ずらす)

・使用時間をずらせるものはピーク時の使用を避ける  
・家電の同時使用を避ける

### ▼チェンジ(切り替える)

・省エネ製品への買い替え  
・電気を使用しない方法を探す

## 緊急的な節電と計画停電

関西電力では、電力の需要予測が、供給能力の95%以上と予想される場合に、赤信号を発令することになっています。赤信号が発令され、使用率が97%を超え、停電の危険性が予測される場合は、緊急的な節電をお願いします。

なお、中部・西日本の6電力管内全体の電力使用率が99%を超えた場合には、計画停電が実施されます。

※エアコン等を停止して節電する場合は、こまめな水分補給に努めるなど、熱中症に十分気をつけて、無理のない範囲での取り組みをお願いします。

◆問い合わせ 環境保全課

## 上下水道部から 計画停電時には……

一部のマンション等の受水槽方式で給水されている所で、停電時断水する場合があります。詳しくは、管理会社等にお問い合わせをお願いします。

停電時には、温水洗浄便座等は使用できません。なお、トイレ自体の使用は、通常通りできます。

◆問い合わせ 水道工務課、下水道課

## 市税は納期内に納付を

固定資産税(第2期分)納期限は  
7月31日です

都市を除く)の税業務を行う  
う広域連合です。

### 口座振替のご利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)されます。各税の納期ごとにならざることをなく、納め忘れもありません。

▽申し込み 7月13日まで

に手続きすると、8月が納期の市・府民税(第2期分)



から、また8月15日までなら9月が納期の固定資産税(第3期分)から振替できます。軽自動車税は来年度分からとなります。

口座振替の申し込みは、

市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または納税課で行うことができます。

◆問い合わせ 納税課